

租税についての正しい知識や理解を深めるために、国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が募集した「税についての作文」で、宇和島地区租税教育推進協議会長賞を受賞した児玉美優さん（吉田中学校3年）の作文を掲載します。

「私たちが支えてくれている税」

吉田中学校3年 児玉 美優

私は、最近まで疑問に思っていたことがありました。それは、「なぜ税金を納めなければいけないのか。」ということです。

時々私の家には、納税に関する文書が届きます。私は母に、なぜ家にその文書が届くのかを尋ねたことがあります。すると、母は、「この文書は、税金をいくら納めるかを知らせてくれるものなのよ。この文書をもったら、税務署に税金を納めに行くのよ。」と、教えてくれました。私は母の話聞いて、「税金って、なんだかめんどくさいな。」と思うだけでした。

今年、学校で租税教室が開かれました。講師として税理士の方が来られて、税に関する話をいただきました。その中で、私は、税のおかげで学校で教育を受けられることを詳しく知りました。私たちが毎日使っている教科書を購入する費用だけでなく、学校の施設に必要な費用のほとんどが、税金によってまかなわれていることを知り、驚きました。特に驚いたことは、一年間で私たち一人一人のために、約百万円の税金が使われていることです。私は、知らず知らずのうちに税金に支えられていることを学びました。

税理士の方の話を聞いていて、私は、また一つ疑問に思うことが出てきました。それは、「どのようにして国民から平等に税金を集めているのか。」ということで

す。国民一人一人の生活や収入はそれぞれ違います。その中で税金を集めるのだから、私は、できるだけ平等に税金を集めなければならないと思います。そうすることで、国民一人一人が納得して税金を納めることができると思うからです。

そう考えていると、税理士の方が納税のしくみについてわかりやすく説明していただきました。現在、国や地方公共団体は、一つだけの方法で税金を集めているわけではないということです。例えば、消費税は財やサービスを購入する時に、だれもが同じ割合で税金を負担します。所得税は、それぞれの収入に応じた割合で税金を負担します。他にも、入浴税のように、温泉を利用した人だけが税金を負担するものもあります。様々なしくみで税金を集めることで、できるだけ国民の負担が公平になるように考えられているのです。

私は、租税教室を通して、税金が私たちの生活を支えてくれていることを学びました。これから私は、当たり前前に過ごしている日常が、税金によって支えられていることに感謝の気持ちをもって生活していこうと思います。そして、自分が社会人となった時には、しっかりと税金を納めて、社会を支える一員としての責任を果たしていきたいです。

所得申告を忘れずに！

【問合先】税務課 ☎24 - 1 1 1 1

■市県民税の申告相談会

申告が必要と思われる人は案内書の有無にかかわらずお越しください。

とき	地区	ところ
3月15日(火)まで 午前9時 ～11時30分 午後1時 ～4時30分 (土・日曜は除く)	宇和島	市役所 6階
	吉田	吉田支所 税務係
	三間	三間支所 会議室
	津島	津島支所 別館2階

※各種経費の領収書や所得控除の領収書などは各種類ごとに事前集計の上、ご来場ください。

※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告をする必要はありません。

※なるべく公共交通機関をご利用ください。

【持参物】

- ▷ 収入金額が証明できる帳簿や書類
- ▷ 収入を得るための必要経費が証明できる書類
- ▷ 諸控除を受けるための社会保険料・生命保険料・年金保険料・介護保険料・医療費などの領収書
- ▷ 給与と年金受給者は所得税の源泉徴収票
- ▷ 印かん（スタンプ式は不可）

■市県民税の申告対象者

- 市内に住み、平成27年中に次のような所得があった人
- ① 営業・農業・漁業などの事業所得
 - ② 家賃・配当・恩給・年金・利子・譲渡などの所得
 - ③ 給与所得者のうち、次のいずれかに当てはまる人
 - ▷ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人
 - ▷ 2カ所以上から給与を受けた人
 - ▷ 医療費控除などを受けようとする人
 - ▷ 平成27年の途中で退職し再就職しておらず、市に給与支払報告書を未提出の人 など

■国民健康保険料

国民健康保険の被保険者は、申告が必要です。
※納税義務者（世帯主）は、世帯に属する被保険者の所得についての申告が義務づけられています。

【ご注意ください】

期間内に申告をしないと、諸控除の適用や国民健康保険料の減額該当者として認められないことがあるほか、所得課税証明書を交付できません。

【各問合先】

市民税係 ☎内線 2516・2520 または各支所税務係

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511
(自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください)

■申告と納税は期限内に

確定申告による申告と納税の期限は次のとおりです。期限内に申告と納税をお済ませください。

申告と納税の期限	
所得税及び復興特別所得税	3月15日(火)まで
贈与税	
消費税及び地方消費税	3月31日(木)まで

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税は、期限内に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出することにより、振替納税を利用することができます。

振替納税をご利用の人は、届け出た預貯金口座の残高を確認してください。

振替日	
所得税及び復興特別所得税	4月20日(水)
消費税及び地方消費税	4月25日(月)

■お済みですか 確定申告

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要になる場合がありますので、まだ済まされていない人は、お急ぎください。

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成でき、郵送などで税務署に提出ができます。給与所得者または公的年金所得者へ向けて、初めてでも操作しやすい作成画面を新設しましたのでご利用ください。

また、作成した確定申告書はe-Taxを利用して送信することもできます。

※e-Taxを利用する場合は、事前準備が必要です。

e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

確定申告書を提出される全ての人（還付申告の人も含む）は、「復興特別所得税」欄の記載が必要です。

国民健康保険からのお知らせ

■国保の加入・脱退の届出

健康保険などの加入・脱退をしたときは、加入・脱退した後、14日以内に必ず届出をしてください。
▷加入するとき…退職や任意継続の保険が切れた、健康保険の被扶養者から外れたなど、ほかの保険を脱退した場合

【届出に必要なもの】健康保険資格喪失証明書、届出人の本人確認ができるもの（運転免許証など）、印かん
▷脱退するとき…就職や健康保険被扶養者になるなど、新たな保険証ができた場合

【届出に必要なもの】保険証、新しい保険証、印かん
※届出が遅れると保険料をさかのぼって納めたり、必要のない保険料を納めてしまう場合があります。

■高額療養費制度

1ヵ月（月の1日から末日まで）にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると差額分が後から支給される制度です。対象者には、診療月の翌々月下旬にハガキが届きます。※診療内容の審査などにより遅れる場合があります。また、お知らせが届くまでは手続きはできません。

■それぞれの提出にはマイナンバーが必要です

「通知カードと運転免許証などの本人確認書類」または「個人番号カード」を持参してください。

■学生の遠隔地被保険者証

現在、国保に加入している人で、進学して住所変更する人または卒業・退学する人は、学生の遠隔地被保険者証（㊟保険証）の届出をしてください。

【届出に必要なもの】

▷進学して住所変更する人…保険証、在学証明書（入学前の場合は合格通知書など。入学後に在学証明書を提出してください）、印かん

▷卒業・退学する人…㊟保険証、新しい保険証（ある場合のみ。コピー可）、印かん

※代理人が届出する場合は、本人の住所が分かるものを持参してください。

【各提出・問合先】市民課 ☎24-1111 または各支所市民保険係

※診療月の翌月1日から2年を経過すると時効のため申請できなくなります。

【申請に必要なもの】お知らせのハガキ、領収書、世帯主の振込口座が分かるもの（漁協はのぞく）、印かん

【提出・問合先】保険健康課保険業務係 ☎24-1111 内線 2134・2180 または各支所市民保険係

ただし、別世帯の人からの届出などについては、代理権を証明するもの（委任状など）および「運転免許証などの本人確認書類」が必要です。